

令和6年度第3回成田市環境審議会

【令和6年12月25日（水）】

環境審議会委員からの意見及び回答

成田市環境部

番号	委員名	資料名
1	藤村 葉子 委員	「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について(諮問)
該当頁		

【意見・質問】

建設リサイクルが重要だということはわかりました。しかし、成田市が高 pH の第 4 種建設発生土や汚泥を率先して受け入れなければならないということは納得できませんでした。

先日もお話ししましたように、pH 規制条例を持っている他の多くの市が pH 規制を廃していくのであれば、仕方がないかとも思いますが、高 pH の土砂は運搬も積み下ろしも危険ですし、粉塵が巻き上がったりすると近隣の人や環境も危険にさらされると思います。

また、お送りいただいた資料 1-10 では、pH13 の改良土でも周辺土壌への pH の影響が低いという結論は読みとれませんでした。この実験はコンクリートによる六価クロムの挙動についての研究で、pH もちゃんとした方法で測っておらず、くい孔にコンクリートを流し込み、その周辺は砂質土で飽水状態という盛り土の環境とは明らかに異なる条件での実験で参考にはならないと思います。さらに言えば、図-10 や図-11 の凡例は間違っているように思えます。

私がネットで見つけた他の論文で、pH が 12.5 程度であれば周辺への影響はさほど大きくないという印象を与えるものはありました。

私としては pH12.5 以下で規制することがいいと思います。改良土を pH12.5 以下で作ることは難しくないと思われます。(廃棄物の廃アルカリの資料から pH12.5 以上は強アルカリ危険物であると言う記述を見つけました。危険物を残土と称して盛土にするのはおかしいということで、これを根拠としたいと思います。強アルカリ、強酸を排除するという意味で、酸の方も緩めて pH2 から 12.5 の範囲とするというのでは、結構です。)

ここからは私の単なる感想ですが、国民に義務を課し、権利を規制するというのは、環境関係の法も条例も全てそうですし、世界の環境問題についての動向もそちらに向かっていると思います。東京都の石原知事がディーゼル規制をした時業界は大反発しましたが、技術がそれに追いつきました。私は pH が低くても強度があってもコストも低い改良土が開発されるようになると思います。

さらに単なる感想ですが、覆土をしなければその上に植物が育たない盛り土であれば、木は深く根を張れずそこでは育たないのではないかと思います。土壤汚染対策法に pH 規制がないからと言って、外から盛り土として人の身近に大量に持ち込まれる土を、触れば手を火傷してしまうような危険な pH でもよしとする根拠とするのは、非常に違和感のある論理であると感じます。

【回答】

盛土崩壊による大規模災害をきっかけとして宅地造成等規制法が盛土規制法に改正され、今後、県が指定する宅地造成等工事規制区域内では法に基づき構造上質の悪い改良土等が排除されることとなりました。

成田市の残土条例施行規則における pH の規制は質の悪い改良土等を排除することを主目的として設けられたものですが、本市は今後、全域が宅地造成等工事規制区域に指定される見込みであり、規制区域指定後は盛土規制法による規制の網がかけられることとなります。そのようなところ本市が pH の規制を続ける場合、盛土規制法に基づく規制下で認められている土壤改良の方法を条例が規制してしまう可能性があり、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例を制定できる」（地方自治法第 14 条）という一般原則に抵触する可能性だけでなく、盛土等における崖崩れや土砂流出などの災害を防止するという法律の目的の達成を妨げてしまう恐れが生じます。

現在のところ県内では 54 市町村中 pH の規制を設けているのは 28 団体、設けていないのは 26 団体となっておりますが、上記のようなことから本市の残土条例における pH の規制は一定の役割を終えるものとして、また本市条例が法令と整合的となり、特に安全性については、災害防止という盛土規制法の目的が達成されるよう本市の残土条例施行規則に規定する安全基準から pH を除こうとするものです。

県や他の県内市町村において pH 規制を改正する動きは確認しておりませんが、これは、本市が他市等に先んじて、盛土規制法の適正運用と pH 規制との齟齬を認識したためと考えております。

pH を安全基準から取り除いた場合の環境面への影響につきましては、盛土規制法に基づく規制や国の示すガイドライン等に従い適切に敷土・覆土等の対応を行うことにより、周辺環境への影響としては限定的となるものと考えておりますので、本市としては、pH 以外の、ヒ素や水銀等の安全基準を維持しながら、盛土の安全性

向上が図られ、また建設発生土等のリサイクルが促されるようにしたいと考えております。なお、建設発生土等を改良しリサイクルすることは、用土採取のための森林伐採や違法な残土処分が行われること等を減らし、結果として環境への影響抑制につながると考えられます。

現状でも、石灰やセメント系固化材等は残土等の持ち込みを伴わず本市の条例の適用を受けない道路や橋梁、宅地造成などの地盤改良工事において幅広く使用されておりますが、これらの工事等において pH を主たる要因として植物の生育に大きな影響等が生じている事例は、少なくとも現在までのところ稀なことと認識しており、公害が広く認められていたディーゼル車の排気ガスとは状況が異なるものと考えております。このようなところ、盛土規制法において認められている盛土材料の使用を条例に基づく pH の基準により制限してしまうことは、現状では過度な規制、権利の制限になりかねないと認識しておりますことから、改正は必要なものと考えております。

番号	委員名	資料名
2	富井 征夫 委員	「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について(諮問)
該当頁		
【意見・質問】 土質検査項目から pH を削除しても、国土交通省が示した建設汚泥処理土利用技術基準などにより工事を行うことで問題は生じないとのことですが、工事の期間中が最も周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあり、表流水や浸出水の事業区域外への排出に対して pH、SS 等の排出基準を定めて規制する必要があるのではないのでしょうか。 また、地下浸透水に対しても、事業区域周辺に民家井戸が在る場合、民家井戸は浅く、影響を受けやすいので工事の前後及び期間中の pH や濁度等の井戸水検査を義務付ける必要があるのではないのでしょうか。 これらの点を条例改正の際、併せて、許可の基準や条件として新たに条例に加える必要があるのではないのでしょうか。		
【回答】 ①工事期間中の周辺環境への影響については、雨天など悪天候によっては、表流水や浸出水の区域外流出の可能生が懸念されますので、改良土等を利用する場合には、覆土・敷土をするよう指導しますが、覆土等が間に合わない場合には、遮水シートなどにより表流水が流れ出ないよう対策を講じる旨許可条件に付するなど検討してまいります。 ②盛土等が行われることに関連してその影響について、周辺井戸の水質検査を実施することは、現行の残土条例においても行っておりませんが、土壌の安全基準については搬入前・搬入後それぞれ検査を行い、適合した土砂等の搬入を確認することなどにより、本市の環境の保全に努めてまいります。pH 規制を行わないこととしても適切な環境の保全を図っていくことにつきましては、今後も引き続き他市の事例などを含め研究してまいります。		